

本 編

第1章 長岡六十九銀行の設立と 戦時下の経営

第1節 太平洋戦争の勃発と経済統制の強化

1. 経済統制の強化と金融機構の再編成

経済統制の強化

昭和16年12月8日、太平洋戦争の勃発により、経済統制はさらに強化された。半面、戦争遂行のため財政は膨張の一途をたどり、終戦に至るまでの3年8カ月間に、一般会計予算は87億円から290億円に増大し、臨時軍事費特別会計も150億円から850億円に膨張した。この膨大な財政を賄うため、多額の借入金に依存する一方、大量の公債が発行された。しかも、この公債は大部分、従来どおり日本銀行引き受けという形で発行された。このため、日銀券が増発され、インフレーションを高進させることになった。

17年以降、歳入純計に占める租税と公債および借入金との割合は当初1対2であったが、増税に次ぐ増税にもかかわらず租税の割合が低下し、19年には1対6、20年には1対4となり、公債および借入金の比重が著しく高まった。また、19年度の一般会計と臨時軍事費特別会計の純計は861億円に達し、同年度の推計国民所得の1.1倍に当たる巨額なものであった。このように、財政収入に占める租税と公債および借入金の割合、財政支出と国民所得の関係からみても、戦争の規模は、日本経済の限界をはるかに超えるものであった。

戦局が進展するなかで、欧米との貿易途絶による物資の不足と労働力の逼迫から生産力は低下し、通貨の膨張と相まって物価も上昇していった。太平洋戦争中の生産事情をみると、消費財の生産は、12年をピークとして減少に転じ、17年には12年の $\frac{1}{2}$ 、18年には40%、19年には30%、20年には20%とまったく破局的な状況であった。一方、生産財も、16年をピークとして減少に転じ、19年には12年の水準まで減少し、20年には12年の30%弱に減少した。この間、“欲しがりません勝つまでは”を合言葉に耐乏生活が強いられ、国民の消費生活は全面的に規制されることになった。

企業統制についても、17年5月、企業整備令が公布され、民需産業や商業を中心に企業整備が促進された。さらに、戦局が守勢に転じた18年3月には、鉄鋼、石炭、軽金属、船舶、航空機の5産業に総力を集中する超重点主義生産体制が採られた。このため、同年6月に閣議決定された戦力増強企業整備要綱により、全面的・国家的な企業整備が断行された。工業部門では、第一種部門（繊維工業等）と第三種部門（日用品工業等）から金属類を回収し、その設備・資材・労務を第二種部門（航空機製造業等）へ転用させることになった。かくして、軽工業や中小企業は、重点工場の下請けまたは協力工場となり、国家の総力は戦力増強の一点に集中された。次いで、18年10月に公布（同.12施行）された軍需会社法によって、軍需会社の指定が行われると同時に、指定会社は軍需省および軍部の直接管理下におかれることになった。

金融機構の再編成

金融制度の改革は、太平洋戦争勃発後、急速に具体化されていった。改革の第一は、既存金融機関の改革と統合であり、第二は、各種戦時金融機関の設立であり、第三は、これらの新旧金融機関を一体的に運営する機構整備であった。

金融機構の再編成の主なものを挙げると、日本銀行法の公布（昭17.2）、金融統制団体令の公布（同.4）と全国金融統制会の設立（同.5）、金融事業整備令の公布（同.5）と銀行合同の強行、南方開発金庫（同.3）、戦時金融金庫（同.4）、外資金庫（昭20.2）、共同融資銀行（同.3）および資金統合銀行（同.5）の設立などである。

（日本銀行の改組）

17年2月、新しい「日本銀行法」が公布された。日本銀行は、従来の株式会社組織から資本金1億円の特種法人となり、業務面では、従来、工業に関係することは一切禁じられていたが、新法は産業金融の調整を認めた。

日銀券については、兌換に関する規定がまったくなくなり、政府の意図や経済情勢の動向に対応して日銀券が発行されることになった。そして、旧日本銀行条例、兌換銀行券条例などは、17年5月、この日本銀行法の全面施行とともに廃止された。この日本銀行の改組は、従来の金融秩序を破壊し、日銀による金融調節の機能を失わせ、管理通貨制度の法的確立を意味するものであった。

（金融統制機構の整備）

日本銀行の改組に続いて、日銀を中核とする金融界の統制機構の整備が行われた。17年4月に公布施行された「金融統制団体令」は、金融機関を業態別・地域別の統制会に組織し、それを全国金融統制会が一元的に統制する諸方策を盛り込んだものであった。このため、翌5月、全国金融統制会（会長結城豊太郎日銀総裁）が設立され、その傘下に10種の業態別統制会が誕生した。普通銀行のうち都市銀行は普通銀行統制会を組織し、全国地方銀行協会も解散して地方銀行統制会に再編成された。

全国金融統制会の中心的な業務は、第一に、国民貯蓄の増強であり、第二に、蓄積された資金を国家目的に即応するよう適正に配分することであった。具体的には、太平洋戦争期を通じて、金融機関の資金吸収目標ならびに運用枠の設定、特に国債の計画的消化、軍需産業ならびに戦時金融金庫債の引き受け、軍需産業に対する共同融資のあっせんなど幅広い活動を行った。

（共同融資銀行と資金統合銀行）

19年1月「軍需会社法」（昭18.10公布，12施行）に基づき軍需会社150社が指定され、それらの会社に資金を融通するため「軍需融資指定金融機関制度」が採用された。これは、軍需会社に対する融資を、大蔵省の指定する金融機関が原則として“一社一行主義”によって担当し、必要ある場合には、指定金融機関が軍需融資協力団を組織して資金を供給するものであった。指定金融機関には、日本興業銀行および都市銀行、有力地方銀行が指定され、その他の銀行は協力団のメンバーの地位におかれた。

この軍需会社に対する融資制度により、興銀および都市銀行を中心とした軍需金融の指定プール制が確立されたが、地方銀行側も、これに対応して新しい金融機関を設立することになった。こうして、20年3月27日、地方銀行77行の共同出資により資本金1,000万円（半額払込）で共同融資銀行が設立され、4月1日に開業した。

当時、地方銀行では、農村インフレにより預金が急増したが、軍需産業への融資は少なく、そのうえ地元の民需産業に対する融資も制限されたので、国債の消化や軍需会社に対する協力融資のみでは巨額な遊資を生じ、その運用に悩まされていた。こうした事態を解消するために、地方銀行は結束して中央へ進出し、直接軍需産業に融資しようとしたのである。しかし、地方銀行の共同出資による共同融資銀行の軍需産業分野への積極的進出に対して、大蔵省・日銀および都市銀行はこれを阻止

する空気が強かった。これとは別に大蔵省・日銀側は、20年5月8日、資金統合銀行を設立し、同年8月、共同融資銀行を吸収してこれを解散させたのである。

資金統合銀行は、5月15日、「銀行法」による資本金5,000万円（半額払込）の普通銀行として開業した。株式の約80%は日銀が所有し日銀とは表裏一体の関係にあったが、全国金融統制会と緊密な連絡をとりつつ日銀以外から資金を吸収し、効率的に軍需融資を中心とする資金の供給にあたらうとするものであった。

一県一行主義と銀行合同の進展

昭和2年の金融恐慌以後、すでに銀行の合併は進行していたが、16年の秋から18年にかけて再び大規模な合併が行われ、太平洋戦争期には著しく進展した。また、17年5月に公布された「金融事業整備令」によって、金融機関の整理に強権が与えられた（現実にはこの法令は発動されなかったが）ことが無言の圧力となり、合同・合併を容易にした点でこの法令の意義は大きかった。

16年末に186行を数えた普通銀行は、年々減少を続け、20年9月末には地方銀行53行、都市銀行8行の61行となった。

太平洋戦争期の銀行合同の特徴をみると、第一は、地方銀行の合同の完成である。この時期には、全国都道府県の大部分において地方銀行は1行あるいは2行の中心銀行に合併され、「一県一行主義」がほぼ完成するに至った。静岡・山形の2県のみが1県3行であり、青森・秋田・新潟・三重・佐賀・長崎・岐阜の7県が1県2行であった。他の33府県においては1県1行が実現し、北海道と鳥取県では地方銀行が消滅したのである。

一県一行主義の完成は強権によるものであったが、半面、地方銀行の経営自体のなかにもそれに応じなければならない事情があったことに注目しなければならない。すなわち、地方銀行の合同は、地方における融資対象の欠如と低利公債の強制的保有に基づく経理状況の悪化を避けるための一手段でもあった。

銀行合同の第二の特徴は、合併による巨大銀行の成立である。典型的な例を挙げれば、18年の三井銀行、第一銀行両行の合併による帝国銀行の設立であり、さらに同行は19年に十五銀行を合併した。三菱銀行は第百銀行を合併し、安田銀行は18～19年に日本昼夜銀行、昭和銀行の両行を吸収合併した。こうして都市銀行は、17年の13行から終戦時には帝国・三菱・安田・住友・三和・神戸・東海・野村の8行となった。

第三の特徴は、貯蓄銀行の激減である。18年3月、「普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律」が公布され、普通銀行が貯蓄銀行業務を兼営できるようになったことから、普通銀行に吸収合併される貯蓄銀行が相次ぎ、69行から4行に激減したのである。

第四の特徴は、勸業銀行による各地農工銀行の合併が完了したことである。最後まで残った5つの農工銀行も、19年9月、日本勸業銀行に合併された。

こうして、わが国における銀行合同は、太平洋戦争末期にその最終段階を迎え、都市には少数の巨大銀行が成立する一方、地方では一県一行主義の完成により地方的有力銀行の成立をみたのである。

2. 県内産業の変貌と県内の銀行合同

県内の企業整備

新潟県においては、昭和18年6月末までに商業部門21業種、工業部門15業種の第1次企業整備を完了したが、小売業7業種（金物・貴金属時計・陶磁器硝子・呉服・洋品雑貨・洋服・酒類）だけでも1万5,854人が転・廃業し、9,685人が残存したにすぎなかった。その整備率も62.1%の高率であった。県内の商業従事者は、15年には9万人を上回っていたが、戦後の22年には5万5,940人に減少し、事業所も4万6,742から2万8,376に減少していることからみて、戦争中の商業がいかに沈滞していたかを知ることができる。

さらに、18年6月には「戦力増強企業整備要綱」と「企業整備資金措置法」が公布され、大規模な第2次企業整備が断行された。県内では、織物、洋食器、金物などの伝統ある地場産業がほとんど解体の憂き目に遭った。十日町、栃尾、五泉の絹織物産地では、18年12月中に44%の織機を残して機械の供出を完了したが、残存業者は、飛行服生地や落下傘、特殊兵器用羽二重、胴着・背当てなどの軍需衣料を生産するかたわら、民需用の指定品生産を続けた。また各地の織物工場は、電波兵器やラジオ部品などの軍需工場に転換した。

三条の金物商有志は、19年3月、三条軍需工業(株)を設立して、軍需用木工具・石工具の生産に転換した。燕では、洋食器技術保存のために7社が残ったのみで、軍需下請け工場以外は機械を供出させられ、経営者も従業員もすべて強制的に軍需工場で働かされた。残存7社の洋食器生産も申しわけ程度のものにすぎなかった。

かくして、民需中心の県内地場産業は、あげて軍需産業一色に塗りつぶされたのである。

（ガス・電力事業の統合）

ガス事業では、18年12月、新潟瓦斯(株)が長岡瓦斯(株)、三条瓦斯(株)の両社を合併し、さらに、19年4月には本社を東京から新潟に移し、北陸瓦斯(株)と改称した。

電力事業では、17年4月、東北配電(株)の発足と同時に、新潟電力(株)、北越水電(株)、中央電気(株)の3社が同社に統合されたが、翌18年には、相川電灯(株)、青海水電(株)、黒部川電力(株)の3社と吉井村（佐渡郡）、湯沢村（南魚沼郡）両村の村営発電事業を統合した。

（交通業の整備・統合）

次に、貨物自動車、バス事業の整備・統合状況を見ると、トラックによる貨物運送業者は、18年には新潟地区貨物自動車(株)、羽越貨物自動車(株)（新発田地区）、中越貨物自動車(株)（長岡・柏崎地区）、魚沼貨物自動車(株)（小千谷・十日町地区）、上越貨物自動車(株)（高田地区）、佐渡トラック合同(株)の6社にそれぞれ統合された。

バス事業も、県下を3地区に分け、新潟交通(株)（下越・佐渡）、中越自動車(株)、頸城鉄道自動車(株)にそれぞれ統合された。

（新聞事業の統合）

新聞事業では、17年7月、東京・大阪を除く道府県の“一県一紙主義”が閣議決定されたことから、同年11月、新潟日日新聞社、新潟県中央新聞社、上越新聞社の3社が合同し新潟日報社となった。なお、19年3月6日から全国一斉に夕刊が廃止され、同年11月1日から朝刊が2ページとなり、20年3月12日には非常時措置として新聞の購入は“一家一紙”に限定された。

県内産業の変貌

新潟県の主要産業である米作中心の農業は、昭和11年から15年までの5カ年平均で、その生産額は総生産額の約33%を占めていた。

農業従事者は、昭和7年に62万人を数えたが、戦争の拡大に伴う徴兵・徴用^{注)}により、13年には58万人、16年には53万人、19年には45万人に漸減した。

表1-1 新潟県の米穀生産高・農家数の推移

年 度	作付面積	収 穫 高	反当収量	供米実積	供 出 率	農 家 数
	千町	千石	石	千石	%	千戸
昭和16	180	3,635	2,021	2,413	99.9	205
17	180	4,212	2,344	3,075	100.5	206
18	179	4,046	2,254	2,940	97.5	207
19	177	3,606	2,042	2,644	99.1	207
20	173	2,716	1,569	1,464	79.1	209

(注)：昭和20年度の農家数は昭和21.4.26調査による。

資料：『新潟県統計書』、『新潟県議会史昭和編一』より作成。

農業労働力の減少は、農業の機械化と動力機の導入をもたらしたが、増産奨励にもかかわらず、農機具・肥料などの不足から米の作付面積も漸減し、16年の18万町歩から20年には約17万町歩に減少した。一方、米の収穫高も、太平洋戦争期を通じてみると、17年の421万石をピークに漸減し、19年には大豪雨の被害により前年比約11%の減収となり、終戦を迎えた20年には不良気象のため大減収となり、17年のピーク時に比較してその約64%の収穫にすぎなかった(表1-1)。

表1-2 新潟県の絹人絹・綿スフ織物生産高の推移

年 次	生産点数		生産額	
	千点	指 数	千円	指 数
昭和16	5,707	100.0	83,670	100.0
17	5,543	97.1	96,471	115.3
18	4,277	74.9	72,702	86.9
19	1,561	27.4	22,743	27.2
20	1,078	18.9	26,544	31.7

資料：『新潟県統計書』より作成。

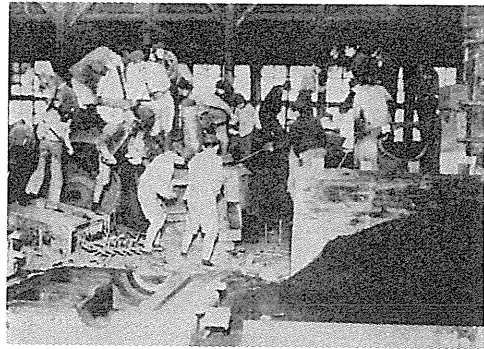
また、新潟県の工業生産額は、昭和3年以降、工業の発展に伴い常に農業生産額を上回るようになったが、11年から15年までの5カ年平均でも総生産額の約56%を占めていたことから、太平洋戦争期には軍需産業の活況により、さらにそれを上回る構成比を示したと思われる。

表1-3 新潟県の工場数・工員数の推移

業 種	昭 和 16 年 度			昭 和 17 年 度			昭 和 20 年 度		
	工場数	工 員 数	構成比	工場数	工 員 数	構成比	工場数	工 員 数	構成比
金 属	1,511	9,536	8.3	1,463	10,340	8.5	1,301	8,447	13.2
機 械 器 具	2,438	29,768	26.0	2,385	35,595	29.4	1,614	19,043	29.7
化 学	791	13,064	11.4	723	14,604	12.1	470	5,989	9.3
ガ ス・電 気	50	607	0.5	48	549	0.5	42	454	0.7
窯 業・土 石	660	2,749	2.4	623	2,785	2.3	362	1,930	3.0
紡 績	4,898	28,664	25.1	4,653	28,731	23.7	504	8,908	13.9
製 材・木 製 品	3,915	9,805	8.6	3,477	8,994	7.4	2,173	7,083	11.0
食 料 品	1,896	8,513	7.5	1,693	8,186	6.8	973	5,583	8.7
印 刷・製 本	249	1,446	1.3	247	1,618	1.3	136	1,104	1.7
そ の 他	3,309	10,182	8.9	3,202	9,626	8.0	1,904	5,677	8.8
合 計	19,717	114,334	100.0	18,514	121,028	100.0	9,479	64,218	100.0

資料：『新潟県統計書』より作成。

しかし、絹織物、金物、洋食器などの
民需を中心とする県内の地場産業は、企
業整備によって決定的な打撃を被り、な
かでも織物製造業の受けた影響が最も大
きかった。織物業者は、19年以降44%の
残存織機で生産を続けねばならなかった
が、原糸の入手難も加わって、生産点数
は19年には16年の1/3以下になり、生産額
も同様に著しい減少をみせた（表1-2）。



新潟鉄工長岡工場に動員された中学生
（現高校生、昭和18年）

金属・機械器具・化学工業部門では、表1-3にみられるとおり、17年度以降、
工場数は企業整備によって漸減したものの、工員数では他部門の転・廃業者を吸収
して増加が著しかった。特に機械器具工業は、17年度において約20%の工員数の増
加を示している。18年度、19年度については調査が休止されて不明であるが、18年
度以降は織物業者の転・廃業が多数にのぼったことから、金属・機械器具・化学工
業部門の工員数はさらに増加したと思われる。

なお、終戦当時の県内工場従業員数は、徴用工、学徒動員者を合わせて21万5,000
人であったが、終戦直後にそのうちの約5万人が整理された。

注) 国家が必要に応じて国民を徴用し、指定の職場で働かせるという国民徴用令は、昭和14年7月、
すでに公布施行されていたが、当初は技術者・熟練工を対象とした制度であった。それが次第に
一般労働者に広げられ、16年12月には労務調整令の公布となり、労働者の雇い入れ、解雇、離職
がいちだんと厳しく制限されるようになった。さらに、18年9月には販売店員・出改札係・理髪
師など17職種の男子就業が禁止された。

県内の銀行合同

昭和15年12月末現在、県内の銀行数はなお11行（普通銀行8行、貯蓄銀行3行）を
数えたが、戦時下の緊迫した金融情勢のなかで、「一県一行」を目指した当局の強
い合同勧奨により、多年の懸案であった県内の銀行合同も著しい進展をみせた。

まず、17年12月7日、六十九銀行と長岡銀行が新立合併によって長岡六十九銀行
（昭23.10.1、北越銀行と改称）を設立した。次いで第四銀行は、18年3月29日、安
塚・柏崎・百三十九3行の営業を譲り受けたほか、能生・新潟両行を合併した。

かくして、県内の普通銀行は、長岡六十九銀行と第四銀行の2行に統合された。
また、長岡貯蓄銀行は、18年12月31日、長岡六十九銀行に合併し、新潟貯蓄・新潟

興業貯蓄両行も、19年11月4日、第四銀行に合併し、最後まで残った貯蓄銀行3行は、その長い歴史の幕を閉じることになった。なお、20年8月1日、新潟信託も第四銀行に合併された。

県内の金融動向

太平洋戦争下における県内銀行の主要勘定の推移をみると、表1-4にみられるとおり、昭和17年以降、預金は著しい増加を示したが、貸出金は経済統制の強化によって従来の融資対象を失う一方、軍需融資にもみるべきものがなかったことから漸増を示したにすぎない。しかし増大する余裕資金は、県内銀行の場合も、国債を中心とする有価証券投資にそのほとんどが向けられ国債消化機関と化した。有価証券の預金残高に対する割合は、全国地方銀行の平均をかなり上回るものであった。

次に、県外銀行の県内支店を含めた県内所在全店舗の貸出金の推移をみると、表1-5のとおり、17年以降19年3月までの期間に、わずか9.7%の増加を示したにすぎなかった。この期間、県内でも企業整備が相次ぎ、商業部門、工業部門とも転・廃業者が続出し、軍需産業に転換するものが多かったことから資金需要は低迷した。また、配給機構も整備され、従来の商人に対する担保貸出が組合に対する信用貸しに変わり、しかも短期間の融資にすぎなくなったことから、金利も低下傾向を示した。

米穀商に対する貸出は、県内銀行の場合、12年以降14年まで12月末で総貸出の4%台を維持していたが、15年12月末には3.2%に低下し、米の集荷が産業組合に一元化された16年には12月末で1.7%にまで低下した。17年12月末にはさらに低下して1.4%となり、貸出残高も216万円にすぎなかった。これは、米穀統制の県内銀行に与えた影響がいかに大きかったかを物語るものである。

一方、農業に対する貸出も、12年以降16年までは12月末で総貸出の19%台、貸出残高でも2,700~3,000万円を維持していたが、米穀の集荷が産業組合に一元化され

表1-4 新潟県内本店銀行主要勘定の推移

(単位：百万円，%)

年月末	預 金	増 加 率	貸 出 金	増 加 率	有価証券	増 加 率	預 貸 率	預 証 率
昭和16.12	489	17.3	172	△6.0	353	29.8	35.2	72.2
17.12	628	28.4	186	8.1	476	34.8	29.5	75.8
19. 3	829	32.0	197	5.9	654	37.4	23.8	78.9
20. 3	1,154	39.2	267	35.5	882	34.9	23.1	76.4

(注)：県内本店銀行には貯蓄銀行を含む。
資料：『新潟県統計書』より作成。

たことから、17年12月末には18.4%、19年3月末には13.1%にまで低下し、貸出残高も2,180万円に激減した。

工業向け貸出をみると、7・7^{注)}禁令が施行されるまでは、織物業に対する貸出の比率がきわめて高かった。14年12月末の織物業に対する貸出は、総貸出の8.2%に達し、工業全体の貸出の27.1%を占めている。しかし15年以降は、7・7禁令の影響を受けて総貸出に占める比率が低下を続け、17年12月末には5.0%に激減し、貸出残高でも761万円(昭14.12月末1,302万円)にすぎなかった。

絹織物の生産を主体とした県内の繊維産業は、戦争の影響を直接的に受け、18年

表1-5 新潟県内銀行の業種別貸出金の推移

(単位：千円、%)

業 種 別	昭和16.12末	構成比	昭和17.12末	構成比	昭和19.3末	構成比	
鉱 業	—	—	—	—	320	0.2	
工 業	紡 織	9,818	6.5	8,688	5.7	6,346	3.8
	金 属	10,851	7.1	10,704	7.0	6,211	3.7
	機 械 器 具	—	—	—	—	8,578	5.2
	兵器・同部品	—	—	—	—	2,809	1.7
	化 学	14,368	9.5	13,306	8.8	13,237	8.0
	製材・木製品	—	—	—	—	1,830	1.1
	食 料 品	1,800	1.2	2,511	1.7	4,381	2.6
	電 気・ガ ス	11,979	7.9	11,654	7.7	9,793	5.9
	そ の 他	6,311	4.2	5,063	3.3	2,678	1.6
計	55,127	36.4	51,926	34.2	55,863	33.6	
農 林 業	29,059	19.2	27,970	18.4	21,806	13.1	
水 産 業	539	0.4	520	0.4	922	0.5	
交 通 業	2,213	1.5	2,259	1.5	999	0.6	
商 業	配給統制事業	—	—	—	—	18,558	11.2
	規制外の物品販売	—	—	—	—	7,533	4.5
	金 融	1,601	1.0	2,759	1.8	5,714	3.4
	証 券	2,968	2.0	3,279	2.1	3,468	2.1
	そ の 他	32,439	21.4	32,170	21.2	7,278	4.4
計	37,008	24.4	38,208	25.1	42,551	25.6	
雑 業	—	—	—	—	9,587	5.8	
その他の事業施設	—	—	—	—	8,817	5.3	
地 方 自 治 団 体	7,453	4.9	7,332	4.8	5,086	3.1	
会 社 員・自 由 職 業	7,913	5.2	8,560	5.6	11,428	6.9	
そ の 他	12,154	8.0	15,210	10.0	8,776	5.3	
台 計	151,466	100.0	151,985	100.0	166,155	100.0	

(注)：県内本店銀行の県内支店、県外銀行県内支店の合計(貯蓄銀行を含む)。

資料：日本銀行新潟支店調べ。

末には企業整備により44%の設備を残すのみとなったが、残存業者による指定品生産も原糸の入手難からその生産は著しく停滞した。このような織物業の衰退を背景に、紡績・製糸を含めた紡織工業に対する貸出は、19年3月末には総貸出の3.8%にまで低下した。このため工業向け貸出は、軍需融資にもみるべきものがなかったことから、総貸出に占める割合が漸減し、19年3月末には33.6%に落ち込んだ。

また、商業向け貸出をみると、米穀金融の激減にもかかわらず、配給統制機関に対する融資の増大によって、17年以降、総貸出の25%台を確保した。

注) 7・7禁令…低物価政策の遂行を確保し、生産資材および労力の重点主義を徹底し、あわせて戦時国民生活の刷新を図るため、奢侈品、不要・不急品および規格外製品の製造・加工および販売を禁止する商工・農林両省令「奢侈品等製造販売制限規則」(昭15.7.7施行)

第2節 六十九銀行と長岡銀行の合併

1. 合併の背景と経緯

合同勸奨と当局の基本方針

過去再三にわたり組上にのぼりながら、ついに実らなかった六十九銀行と長岡銀行の合併問題も、日中戦争が長期化し戦時統制が強化されるなかで、新たな局面を迎えることになった。

昭和15年11月から12月にかけて、六十九銀行と長岡銀行の代表者が大蔵省に出頭を求められ、合併に関する意向を打診された。六十九銀行は、同年12月7日付の「合併に関する大蔵省銀行局長宛答申書」のなかで、一県三行説を主張して長岡銀行との合併を希望し、次のように要望している。

「此度御教示ニ相成候銀行合同ノ件ハ、國策ニ順應スル次第ニ有之、異議無御座候。而シテ、之ガ方法トシテハ、此際縣下ヲ打テ一丸ト爲スコトハ、大縣タル本縣トシテハ其地理的關係、經濟的事情等ニ鑑ミ、相當困難ノ免レザルモノアル可ク時機尙早ト存ジ、差當リ、上越、中越、下越ノ三ヶ所ニ合同スルヲ以テ時宜ニ適セルモノト思料仕候。隨テ此意味ニ於テ、先以テ當行ト長岡銀行トヲ合併シ、以テ他日ノ大合同ヲ待チ度希望致候。右答申仕候也」

一方、長岡銀行は、六十九銀行との単独合併について、「従来の経営方針，行員の指導方針などに相違があり，いたずらに相克と摩擦を招く恐れがある」として反対の立場をとった。さらに「一県一行」については、「県下を打って一丸とすることは，いうべくして行うべからざることである。したがって，緩衝地帯の意味で，百三十九銀行と柏崎銀行の両行を加えた四行の合併が望ましい」と主張した。これは，百三十九・柏崎両行が系統的には第四銀行と結びつく可能性が強く，かくては長岡が包囲されて不利を免れない，と懸念したためである。

この間，日本銀行新潟支店は，大蔵省の了解を得て両行合併の実現について準備を進め，合併の大綱についての申し合わせをあっせんするところまでこぎ着けた。しかし，16年7月には大蔵省の方針が一変した。すなわち，「六十九銀行と長岡銀行の合併は，今一応，一県一行主義に向かって努力するにつき，その成否の見据えがつくまで，申し合わせに対する調印を留保するように……」と申し渡されたのである。かくて，実現一歩手前のところで両行の合併問題は暗礁に乗り上げた。

その後も，機会あるたびに大蔵省当局は，「新潟県においても，この際，県下を一行に統合すべき方針が定まったので，国策に協力する趣旨から自発的に賛意を表すこと」を要請し，きわめて強硬な態度であった。これに対し，両行とも県下一行説には終始反対の態度をとり，「国家総動員法の発動によるならば異論なきも，然らざるかぎり，あくまでも単独合併を実行し，長岡市に本店銀行を確保したい」と譲らなかった。

長岡財界人の動きと存続運動の展開

長岡市の実業関係者は，かねてから六十九銀行と長岡銀行の合併問題に多大の関心を寄せ，その成り行きを見守っていた。

昭和16年9月6日，松田耕平（長岡市長），坂井新次（長岡商工会議所副会頭），神山栄一（同），田村文吉（長岡工業会長），池田忠蔵（長岡実業連合会長）の5名は，長岡商工会議所に参集し，六十九銀行頭取鷺尾徳之助（長岡商工会議所会頭），長岡銀行常務取締役山口健造（前長岡商工会議所副会頭）の来所を求め，両行の合併問題について事情を聴取し，懇談するところがあった。

鷺尾頭取は，「両行としては，極力単独合併の実現に努め，大蔵省に対し百方懇願したるも，一県一行に対する当局の方針は日を経るごとに強硬となり，昨今の情勢にては単独合併は到底認めらるべくもあらず，結局，一県一行の方針に従うのほか

に致し方なかるべし」と、その苦衷を開陳した。これに対し、当日の参集者は大いに驚き、「長岡市より本店銀行を失うことは、事業界にとって影響少なからず、由々しき大事なれば、本問題をひとり銀行当事者のみの交渉にゆだねておくは心もとなし。この際、在京の郷土出身有力者に呼びかけ、銀行側に呼応して、あくまで単独合併実現を期し、大蔵省その他要路に対する陳情などでき得るかぎりの工作を施して、局面打開を図ることこそ刻下の急務なり」と、率直な意見を表明した。

かくて、同年9月17日、松田耕平、石山賢吉(ダイヤモンド社長、新潟県人会常務理事)、池田忠蔵、田村文吉、坂井新次の5名が日本銀行本店、大蔵省に出向いて「陳情書」を手渡し、長岡市に本店銀行を存続させるよう嘆願した。

陳情書の要旨は、

- (1) 新潟県は大県で深雪地のため、あらゆる施設機構が3ブロックに分割されていること
- (2) 六十九・長岡銀行両行の歴史は古く、文化の中心として地方開発に貢献してきたこと
- (3) 長岡に本店を有する両行が合併すれば、他県の一県一行または二県一行にも匹敵する有力銀行となり得ること
- (4) 長岡は県下における商工業の中心であること

などを考慮すると、画一的な一県一行主義が強行されれば、地方産業はその発展を阻害され、かえって高度国防国家建設のために逆効果となることを憂慮すると述べ、六十九銀行と長岡銀行の合併による本店銀行存続の必要性を切々と訴えるものであった。

かくて、本店銀行存続運動の成否は、長岡市内の商工業者にとって死活問題となったのである。

長岡市民の強力な後ろ盾を得た六十九銀行と長岡銀行の両行は、従来にも増して強く単独合併を主張し続けた。そして、「今となっては、合併問題は銀行だけでは決定できなくなった。当局があくまでも県下一行を強行したいなら、ぜひとも『国家総動員法』の発動に準拠してほしい。さもないと、せっかく後援してくれる長岡市民、市内商工業者、在京郷土出身有力者等に対して面目が立たない」という態度を崩さなかった。

一方、16年秋、当時、長岡の有力者の一人であった反町栄一は、在京中の海軍大将山本五十六に両行の単独合併実現について尽力を懇請した。その際、山本大将は、

「不正不義にあらざるかぎり、郷里のために尽くすは当然なれば、できるだけのごことはしてやろう」と述べたと伝えられている。翌17年1月中旬ころ、末次、米内、及川3大将などを囲んで山本大将を語る会が東京で開かれた際、反町も郷里関係を代表して出席した。その席上、反町は、たまたま同席した大蔵大臣賀屋興宣に対し単独合併の実現に尽力を懇願した。これに対して賀屋蔵相は、「山本さんのお頼みなら」と了解され、議会終了後にでも両行当事者同道して直接陳情してはどうか、と勧めたといわれている。

さらに、両行の存続運動のなかで、忘れてはならない人が二人いる。一人は小原^{注1)}直、もう一人は^{注2)}迫水久常であった。迫水久常は、『小原直回顧録』のなかで、「最も信頼すべき人」と題する一文を寄せ、次のように記述している。

「小原さんという方は、また郷土のことにもずいぶんお骨折りになる方でありまして、私が二・二六事件以後、大蔵省に復帰して大蔵省に勤めておりますころも、御郷里の新潟県の問題についていろいろとお話がありまして私どもお手伝いをしたことも多いのですが、その中で、ことにおぼえておりますのは、長岡の銀行を存続したい、ぜひ存続せしめたいという御希望があったことです。御承知のように当時大蔵省は、一県一行主義のもとに、銀行の合同を促進しておった。小原さんからのお話で、長岡の銀行を存続したいという御希望がありまして、私も現地の事情に鑑みまして、また小原さんの熱心なお話によって、その存続についてお手伝いしたことをおぼえております」

上述のように、16年秋から17年春にかけて単独合併による両行の存続運動が強力に展開されたが、その帰趨はあくまでも未知数であった。

こうした情勢のなかで、17年5月18日、朗報もたらされた。反町栄一から六十九銀行頭取鷺尾徳之助あてに速達が届き、「某有力筋の情報によれば、長岡両行の単独合併の件は好転の情勢あり」と知らせてきたのである。さらに翌19日、小原直から長岡銀行常務取締役山口健造あてに、「単独合併のことは、賀屋蔵相、谷口次官および従来から昵懇の迫水氏に依頼しておいたところ、近く有利に解決される見込み」との来信があった。

そして、5月22日、鷺尾頭取は大蔵省に出頭を求められ、単独合併を許可する当局の方針を伝えられた。その要旨は「新潟県は大県なれば、さしあたり県下二行といたすことに決定。まず六十九・長岡両行の合併を許す方針である」というものであった。

新潟県は確かに大県であるが、ただそれだけの理由で当行の存続が認められたの

ではなかった。長岡市民、市内商工業者の燃え上がる情熱と、それを受けた山本五十六、小原直をはじめとする長岡出身有力者の熱烈な郷土愛が一丸となって、結実したものであることを忘れてはならない。

注1) 長岡出身、明治10年生まれ。同25年、旧会津藩士小原朝忠の養子となる。戦前、岡田内閣の司法大臣。戦後、吉田内閣の法務大臣、国家公安委員に就任。

注2) 戦前、大蔵省総務局長、同銀行保険局長、鈴木内閣書記官長。戦後、国务大臣、経済企画庁長官、郵政大臣を歴任。

合併契約書の調印

かくて、昭和17年6月26日、両行は「合併覚書」に調印し、多年の懸案であった合併問題は大きく前進した。次いで、同年9月12日、県庁において合併仮契約の調印が行われ、同月15日、両行は連名で、「合併ニ因リテ新ニ銀行設立ニ付内認可申請書」を提出し、翌10月2日、合併認可の内示をうけた。なお、同申請書に添付された「合併理由書」の全文は、次のとおりである。



合併仮契約調印を報ずる当時の新聞
 『新潟中央新聞』昭和17.9.13付)

株式会社六十九銀行 合併理由書 株式会社社長 岡 銀行

六十九銀行ト長岡銀行トハ、共ニ其本店ヲ長岡市ニ置キ永年縣下金融界ニ貢献シ來レルモノニシテ、最近ノ業績ハ何レモ順況ニ推移致居候。

然ルニ兩銀行ハ其ノ株主ノ大部分ヲ共通ニシ、旁々時勢ノ進退ニ伴ヒ相互ニ分立シテ門戸ヲ張ルノ決シテ得策ナラザルヲ夙ニ當事者間ニ於テ認メツ、アリシガ、機未ダ熟セスシテ今日ニ及ビ居候處、今回御省ノ御斡旋ト御指導トニ基キ急速ニ機運動キ、茲ニ兩行合併ニ因リ新銀行ヲ設立スルコトニ完全ニ意見ノ一致ヲ見タル次第ニ有之候。

右實現ノ上ハ、兩行多年ノ信用地盤ト経験トヲ基礎トシ國策ノ趨ク處ニ順應シテ經營ヲ合理化シ、彌カ上ニモ行礎ヲ堅實鞏固ナラシメ益々銀行本來ノ使命ニ精進シ、以テ金融報國ノ誠ヲ盡ス決意ニ有之候。

本合併ハ兩銀行株主、取引先ハ固ヨリ縣下經濟界一般ヨリモ極メテ時宜ヲ得タル施爲トシテ歡迎支援セラル、所、是亦敢テ新銀行發展ノ堅キ礎石ヲ爲スモノト確信スル次第ニ有之候。

右合併理由具申候也。

昭和拾七年九月十五日

株式會社六十九銀行
取締役頭取 鷺尾徳之助
株式會社長 岡 銀行
取締役頭取 山口誠太郎

臨時株主總會の開催と合併契約の承認

昭和17年10月5日午前10時、六十九銀行と長岡銀行の合併契約承認と新銀行設立委員選任などを求める臨時株主總會が両行同時に開かれた。

この結果、新銀行設立委員には、六十九銀行から鷺尾徳之助、近藤勘治郎の2名、長岡銀行から山口健造、松田英次の2名が選任されたほか、合併契約書などを原案どおりに承認し、両行とも最後の株主總會の幕を閉じた。なお、「合併契約書」の要旨は、次のとおりである（全文は巻末の「付編」参照）。

- (1) 両行は合併により解散し、新銀行を設立する。
- (2) 新銀行の商号は「株式會社長岡六十九銀行」とし、資本金は1,109万円とする。
- (3) 六十九銀行の本店を新銀行の本店とし、長岡銀行の本店と両行の支店は新銀行の支店とする。
- (4) 両行の各株主に対し、2対1の割合で新銀行の株式を交付するほか、株式払込金額の20%を交付金として分配し、さらに昭和17年7月1日から同年12月6日までの期間について、年5.5%の見做配当金を交付する。
- (5) 両行は新銀行の株式払込金総額の60%を新銀行の積立金として持ち寄る。
- (6) 新銀行の役員は取締役7名以内、監査役3名以内とする。
- (7) 両行の行員、使用人は新銀行が新規採用の形で引き続き雇用する。
- (8) 新銀行に引き継がない残余財産は、引き継ぎ資産の損失補填に充当し、残余が生じた場合は、合併2カ年後に両行の各株主に対し、株式払込金額に応じて分配する。
- (9) 新銀行の創立總會は昭和17年12月5日に開催し、合併実行日は昭和17年12月7日とする。

2. 長岡六十九銀行の設立

新銀行の設立認可

4名の新銀行設立委員は、その後協議を重ねながら新銀行の定款作成を急ぎ、17

年10月12日付で「設立認可申請書」を提出した。その全文は、次のとおりである。

合併ニ因リテ新銀行設立ニ付認可申請書

新潟縣長岡市表町三丁目四百貳拾壹番地

申請銀行 株式會社六十九銀行

新潟縣長岡市本町二丁目乙九百貳拾七番地

同 株式會社長岡銀行

右株式會社六十九銀行ト株式會社長岡銀行トハ各昭和十七年十月五日臨時株主總會ニ於テ兩銀行ハ合併ニ因リ解散シ新ニ株式會社長岡六十九銀行ヲ設立スルコトヲ決議致候依テ商法第九十九條、第百條第一項及第三百七十七條第一項ノ規定ニ依ル手續ヲ了シ候ニ付御認可相成度銀行法施行細則第十二條ニ據リ此段申請候也

添付書類

(書類名省略)

昭和十七年十月十二日

株式會社六十九銀行

取締役頭取 鷲尾 徳之助

専務取締役 近藤 勘治郎

取締役 高橋 友二郎

同 遠藤 清平

同 立川 秀司

同 川上 十郎

同 菅井 永助

株式會社長岡銀行

取締役頭取 山口 誠太郎

専務取締役 山口 健造

同 松田 英次

取締役 内藤 久一郎

この設立認可申請書に対し、10月31日、17年10月26日付「藏銀第三二一一號」をもって「昭和十七年十月十二日附申請株式會社長岡銀行ト合併ノ件認可ス 但シ合併ニ因リ設立スル銀行ノ營業免許ノ効力ハ會社成立ノ日ヨリ二十年ヲ以テ消滅スル儀ト心得ヘシ」という同文の「合併認可書」が兩行に送達された。

創立総会の開催

昭和17年12月5日午前10時、六十九銀行本店において「長岡六十九銀行創立総会」が開かれ、定款承認、役員選任などの諸議案を原案どおり承認して、午前10時45分閉会した。ここに、六十九銀行、長岡銀行両行は、明治以来の風雪に耐え、栄光に輝いた長い歴史の幕を閉じ、「長岡六十九銀行」として新発足することになった。

そして、取締役による互選の結果、新銀行の役員は、次のとおり決定された。

取締役頭取	鷲尾 徳之助
専務取締役	松田 英次
常務取締役	山口 健造
同	近藤 勘治郎
取締役	高橋 友二郎
同	覚張 義平
同	川上 十郎
常任監査役	菅井 永助
監査役	田村 文之助
同	内藤 久一郎
相談役	山口 誠太郎

長岡六十九銀行の誕生

当行が長岡六十九銀行として新発足したのは、昭和17年12月7日であった。新旧銀行の引き継ぎは、同日、合併契約書、同附帯覚書、同申合の条項により、「引継

表1-6 合併当初の残余財産内訳

(単位：円)

種別	旧銀行名		
	六十九銀行	長岡銀行	
株主交付金引当	1,850,250.00	1,168,500.00	
合併直前の諸積立金	2,605,000.00	897,000.00	
有価証券評価益	1,387,687.50	876,375.00	
繰越金	415,911.79	132,643.78	
最終期純益金	452,151.48	300,392.35	
合計	6,711,000.77	3,374,911.13	
内訳	別段預金	5,748,741.26	2,758,603.25
	除外資産	962,259.51	616,307.88

(注)：1) 残余財産から除外資産を控除した金額が新銀行の別段預金に留保された。

2) 除外資産は旧銀行の所有不動産(帳簿価額)である。

ニ関スル申合事項」に従って行われた。

(旧銀行の残余財産)

旧銀行の残余財産は、旧銀行の株主勘定から新銀行への持寄資本金(旧銀行払込資本金の50%)と持寄積立金(旧銀行払込資本金の30%)を控除し、有価証券評価益を加えたものである。

残余財産の内訳は、表1-6に示すとおりであるが、この残余財産のなか

から株主交付金(旧銀行払込資本金の20%)、株主配当金相当額(配当率年利5.5%)を旧銀行の株主に支払った残額は、新銀行に引き継いだ資産の損失補填に充当されるものであった。なお、残余財産に含まれる除外資産は、旧銀行の所有不動産を引き継ぎ資産から除外し、新銀行の管理にゆだねたものであるが、換金処分の上旧銀行の株主に分配されるもので、新銀行の別帳簿で管理された。

(新銀行の引き継ぎ貸借対照表)

旧両銀行の資産・負債は、残余財産を除いて新銀行に引き継がれたが、新銀行の預金は1億3,353万円、貸出金は5,346万円、有価証券は9,236万円、資本金は1,109万円ですスタートした。この資本金は、旧六十九銀行の公称資本金1,318万円と旧長

表1-7 長岡六十九銀行引継貸借対照表(昭17.12.7現在)

(単位:千円)

資 産	六十九銀行 よ り 引継ぎ分	長岡銀行 よ り 引継ぎ分	合 計	負 債	六十九銀行 よ り 引継ぎ分	長岡銀行 よ り 引継ぎ分	合 計
現金預ケ金勘定	2,655	2,356	5,011	預 金 勘 定	67,438	66,098	133,536
現 金	2,370	1,594	3,964	当 座 預 金	12,218	15,337	27,555
預 金	285	762	1,047	特 別 当 座 預 金	22,656	18,628	41,284
コ ー ル ロ ー ン	2,680		2,680	通 知 預 金	544	6,059	6,603
有 価 証 券 勘 定	47,346	45,014	92,360	定 期 預 金	30,926	25,057	55,983
国 債	25,575	37,619	63,194	別 段 預 金	986	679	1,665
地 方 債				預 金 手 形			
外 国 証 券	965	118	1,083	据 置 貯 金	108	338	446
社 債	16,404	4,495	20,899	借 用 金 勘 定			
株 式	4,402	2,782	7,184	コ ー ル マ ネ ー		1,800	1,800
割 引 手 形 勘 定	1,634	2,331	3,965	借 入 有 価 証 券			
銀 行 引 受 手 形				外 国 為 替 勘 定	1		1
商 業 手 形	1,225	1,920	3,145	他 店 借	955	1,968	2,923
荷 付 為 替 手 形	409	411	820	未 払 送 金 為 替	48	34	82
貸 付 金 勘 定	23,983	25,514	49,497	支 払 承 諾	19	198	217
手 形 貸 付	18,755	22,559	41,314	雑 勘 定	1,273	863	2,136
証 書 貸 付	1,358	651	2,009	未 払 配 当 金	5	4	9
当 座 貸 越	3,870	2,304	6,174	未 払 利 息 其 ノ 他	640	416	1,056
金 銭 信 託	1,000		1,000	利 息 支 払 備 金		2	2
貸 付 有 価 証 券	447		447	未 経 過 割 引 料 其 ノ 他	66	79	145
外 国 為 替 勘 定		4	4	預 金 利 子 諸 税 其 ノ 他	61	55	116
他 店 貸	1,057	1,546	2,603	仮 受 金			
支 払 承 諾 見 返	19	198	217	本 支 店 間 未 達 勘 定	501	307	808
動 産 不 動 産 勘 定	674	553	1,227	株 主 勘 定	7,978	5,376	13,354
雑 勘 定	1	1	2	資 本 金	6,590	4,500	11,090
株 主 勘 定	1,964	1,579	3,543	法 定 準 備 金	1,388	876	2,264
払 込 未 済 資 本 金	1,964	1,579	3,543	残 余 財 産	5,748	2,759	8,507
合 計	83,460	79,096	162,556	合 計	83,460	79,096	162,556

(注): 本表の残余財産には除外資産を含まない。

岡銀行の公称資本金 900 万円をそれぞれ半減したうえで合算したものである。この理由について、旧六十九銀行の専務取締役近藤勘治郎は、同行の最後の株主総会において、「資本の負担を減少し、経営を鞏固ならしめ、低利なる放資に耐えて国策に順応するため」と説明している。

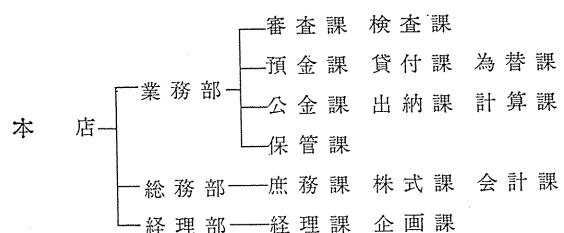
預証率は69.2%、預貸率は40%と預金に対する有価証券の比率が高かった。また、有価証券に占める国債の比率も68.4%ときわめて高く、国債消化機関と化しつつあった当時の地方銀行の姿を浮き彫りにしている。

新銀行の積立金については、新銀行の株式払込金総額の6割相当額を旧銀行が持ち寄り、その半額は「不表現積立金」とすることができる申し合わせであった。この不表現積立金は、有価証券の引き継ぎ価額をその金額だけ引き下げることで処理されたが、減価分(226万余円)は新銀行の積立金と同額で含み資産でもあった。新銀行の引き継ぎ貸借対照表は表1-7のとおりであるが、六十九銀行と長岡銀行の主要勘定はほぼ同額で、両行はまさに対等合併であった。

(設立当初の本店機構と支店網)

設立当初の本店機構は、図1-1に示すとおり、単純なものであり、3部14課から構成されていたが、現在のような本部と本店営業部の区別がなく、本店全体が本部を兼ねた営業店であった。

図1-1 設立当初の本店機構



業務部には、審査、検査、預金、貸付、為替、公金、出納、計算、保管の9課を置き、専務取締役松田英次が業務部長を兼任した。総務部には、庶務、株式、会計の3課を置き、常務取締役山口健造が総務部長を兼任した。経理部には、経理、企画の2課を置き、常務取締役近藤勘治郎が経理部長を兼任した。当初の従業員は、旧両銀行の行員・使用人を新規採用の形でそのまま引き継いだため502名を数えた。また、旧両銀行から新銀行に引き継がれた店舗数は、旧六十九銀行が23カ店(本店1、支店22)、旧長岡銀行が15カ店であった。そして、設立と同時に、表1-8に示

表1-8 設立当初の営業所一覧

店名	所在地	旧銀行店名	店名	所在地	旧銀行店名
本店	長岡市表町三丁目	六十九	本店	新潟市古町通り六番町	長岡
長岡支店	" 本町二丁目	長岡	古町支店	新潟市古町通り六番町	新
千手支店	" 千手町三丁目	"	燕支店	西蒲原郡燕町	六十九
本町支店	" 本町一丁目	六十九	吉田支店	" 吉田町	"
関東町支店	" 関東町	"	地蔵堂支店	" 地蔵堂町	"
神田支店	" 神田町二丁目	長岡	寺泊支店	三島郡寺泊町	"
新町支店	" 新町一丁目	六十九	島崎支店	" 桐島村大字島崎	"
糸魚川支店	西頸城郡糸魚川町	長岡	与板支店	" 与板町	"
高田支店	高田市本町五丁目	"	脇野町支店	" 脇野町	"
柏崎支店	柏崎市本町四丁目	"	関原支店	" 関原町	"
宮内支店	古志郡上組村大字宮内	六十九	来迎寺支店	" 来迎寺村	"
栃尾東支店	" 栃尾町	長岡	片貝支店	" 片貝村	長岡
栃尾西支店	" 栃尾町	六十九	小千谷支店	北魚沼郡小千谷町	"
見附東支店	南蒲原郡見附町大字本町	"	十日町支店	中魚沼郡十日町	六十九
見附西支店	" 見附町	長岡	魚沼千手支店	" 千手町	"
五泉支店	中蒲原郡五泉町	"	大割野支店	" 下船渡村	"
水原支店	北蒲原郡水原町	"	小出支店	北魚沼郡小出町	"
新発田支店	" 新発田町	"	六日町支店	南魚沼郡六日町	"
新潟支店	新潟市上大川前通り八番町	六十九	東京支店	東京市日本橋区大伝馬町一丁目	長岡
			富沢町支店	" 日本橋区富沢町7番地	六十九

すとおりに、37の支店を設置した。

旧六十九銀行の本店が新銀行の本店となり、旧長岡銀行の本店が長岡支店となったほか、同一市町に2カ店設置されたところは、栃尾東支店(旧長岡銀行栃尾支店)、栃尾西支店(旧六十九銀行栃尾支店)、見附東支店(旧六十九銀行見附支店)、見附西支店(旧長岡銀行見附支店)、東京支店(旧長岡銀行東京支店)、富沢町支店(旧六十九銀行東京支店)と改称された。さらに、旧両銀行の千手支店は旧長岡銀行千手支店(長岡市)を旧名称のまま残し、旧六十九銀行千手支店(中魚沼郡千手町)は魚沼千手支店と改称された。

支店の配置状況をみると、長岡市内に6カ店、東京市、新潟市、見附町、栃尾町に各2カ店を配したほか、高田、柏崎、来迎寺(現越路町)、片貝(現小千谷市)、上組(現長岡市宮内)、小千谷、小出、六日町、十日町、千手(現川西町)、下船渡(現津南町)、糸魚川の各市町村に1カ店ずつであった。

第3節 戦時下における経営

1. 貯蓄銀行業務の兼営と内国為替集中決済制度の実施

貯蓄業務の兼営開始と貯金課の新設

昭和18年3月11日、「普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律」が公布された。同法は国民貯蓄増強の成果をあげるため、普通銀行に貯蓄銀行業務または信託業務を兼営させ、その優れた資金吸収力を十分に発揮させようとしたものである。

表1-9 貯蓄銀行業務兼営による預金の増加状況 (単位：千円、%)

科 目	昭 和 18・ 6 末 残 高	昭 和 18・ 9 末 残 高	差引増減高	
			構成比	
普通貯金	—	3,519	2.3	3,519
据置貯金	2,485	11,531	7.5	9,046
定期積金	—	18	0.0	18
小 計	2,485	15,068	9.8	12,583
当座預金	27,045	26,264	17.1	△ 781
特別当座預金	43,742	43,726	28.6	△ 16
通知預金	4,824	3,468	2.3	△ 1,356
定期預金	60,637	55,694	36.4	△ 4,943
別段預金	7,540	7,799	5.1	259
その他	574	1,040	0.7	466
小 計	144,362	137,991	90.2	△ 6,371
合 計	146,847	153,059	100.0	6,212

(注)：その他は納税準備預金、国債貯金、特殊預金の合計である。

18年8月2日から全国一斉に貯蓄銀行業務の兼営が開始されたが、当行の資金吸収活動にも新分野が展開され、その成果はみるべきものがあった。表1-9に示すとおり、普通貯金は、兼営開始後の2カ月間に351万円、据置貯金は3カ月間(昭18.7~同.9)に904万円の著増を示した。普通貯金、据置貯金、定期積金の合計は、18年9月末に総預金の9.8% (第四銀行は8.0%)を占めるに至り、事務量も増大して専門の窓口を要するようになった。このため、兼營業務の事務量増大に対応して、従来の預金課とは別に、18年11月1日から「貯金課」を新設した。

内国為替集中決済制度の実施

従来の内国為替上の貸借は、各取引ごとに当方口・他方口に分けて整理され、その決済も為替尻の付替または振込などの方法により、本支店を通じ、あるいは他行を迂回して個々に回収または手当するなど、その事務は複雑煩瑣をきわめ、多くの人手と高度の熟練を要するものであった。そして、戦時下の人手不足に対応するた

め、為替業務の簡素化、合理化の必要性がとつとに問題とされてきたが、なかでも煩雑な為替尻の決済方法については、その改善が強く要請されていた。

昭和18年8月2日から全国一斉に実施された「内国為替集中決済制度」は、各銀行間において内国為替取引上生じた為替尻をそれぞれ各店舗ごとに個々に決済することをやめ、銀行ごとに母店がまとめて日本銀行に持ち寄り、集中的にその決済を完了する画期的な仕組みであった。

この制度の実施によるメリットは多大であった。すなわち、母店以外の店舗では為替尻の決済が全廃され、他店勘定元帳と為替勘定書が不要となったため、為替事務は著しく簡素化されて行員活用の余地が増大したうえ、郵便量の激減などによる物資の節減効果も大であった。また、為替尻の決済が母店に集中されたため、資金効率化の面でも顕著な効果があった。なお、決済資金が日本銀行に集中されたことから、通貨縮小の効果も見逃せない。さらに、為替利用者が従来から被ってきた為替尻の資金関係による取組の困難とか支払い延期などの不便がまったく解消された。

2. 長岡貯蓄銀行合併

吸収合併の経緯

長岡貯蓄銀行の預・貯金の増加率は、昭和17年末で六十九銀行、長岡銀行両行の平均増加率を若干上回っていたが、当行の貯蓄銀行業務開始後は鈍化の傾向をたどった。一方、経済統制が強化されるなかで、貸出金の低迷と低利の国債を中心とする有価証券の保有が増大したため、利鞘が縮小し、収益は14年以降横ばいに推移していた。インフレーションが高進するなかで、収益が頭打ちとなることは同行にとって大きな問題点であり、しかも、当行の貯蓄銀行業務の兼営開始によって業務分野を侵され、業容の拡大は望むべくもなかった。

こうしたなかで、当行を親銀行とする長岡貯蓄銀行との合併問題が狙上りのぼったのは自然の成り行きであった。かくして、貯蓄銀行業務兼営開始後2カ月を経ない18年9月23日、両行は合併契約書に調印し、同年12月31日に合併が実現した（序編第4章「長岡貯蓄銀行史」参照）。

合併による業容の拡大

(資本金の増加、役員の増員、店舗の増設)

長岡貯蓄銀行を合併したことにより、資本金は81万円増加し、1,190万円（うち払込済795万1,875円）となった。

また、合併契約に基づいて長岡貯蓄銀行の株主中から取締役1名を増員することになっていたが、合併前日の12月30日、同行の大株主で常務取締役であった山崎久平が当行の常務取締役に選任された。山崎は、昭和11年1月、長岡貯蓄銀行の取締役に就任し、15年1月、同行の常務取締役に選任されたあと合併までの4年間、不在がちな頭取山口誠太郎を補佐し、同行の他の役員がほとんど六十九銀行、長岡銀行の役員を兼任するなかで、ただ1人の専任役員として活躍、戦時中の困難な時期、業績の伸展に貢献した。

一方、合併契約に基づいて長岡貯蓄銀行の店舗は、そのまま当行に継承された。同行の本店は当行の大手支店となり、殿町・表町の2支店と加茂出張所を同時に開設した。殿町・大手・表町の3支店開設によって、長岡市内支店は一挙に8カ店を数えることになり、全店舗数は37カ店となった。

(預貯金・有価証券の増加)

長岡貯蓄銀行から引き継いだ預貯金は2,359万4,000円、有価証券は2,351万9,000円であった。この額は、当行の18年9月末残高

表1-10 長岡貯蓄銀行の預金・有価証券・貸出金の推移
(単位：千円)

年 末	預 金	有価証券	貸 出 金
昭和14	10,885	9,573	430
15	13,806	12,297	393
16	16,912	15,680	391
17	22,467	20,961	345
18	23,594	23,519	...

に対して、預貯金は15.4%、有価証券は23.2%にあたるものであった。

貸出金の引き継ぎ額は不明であるが、表1-10の推移からみて30万円を割っていたものと思われる。いずれにしても、預貯金・有価証券の

引き継ぎ額に比較すればわずかなものであった。

3. 支店網の整理

重複店舗の整理と東京支店の移転

昭和17年12月7日の新立合併によって、旧六十九銀行、旧長岡銀行の店舗をそのまま継承して新銀行の店舗としたため、重複店舗がかなりあった。

表1-11 廃止店舗一覧

支店名	所在地	旧銀行店名	廃止年月日
長岡支店	長岡市本町二丁目	長岡銀行本店	昭和18.10.31
本町支店	〃 本町一丁目	六十九銀行本町支店	〃
栃尾西支店	古志郡栃尾町大字栃尾町	〃 栃尾支店	〃
見附東支店	南蒲原郡見附町大字本町	〃 見附支店	〃
富沢町支店	東京都日本橋区富沢町	〃 東京支店	〃

太平洋戦争が進展するなかで人的・物的資源の節約が急務となり、このため、合併当時から懸案となっていた重複店舗の整理が経営合理化の第一弾として取り上げられることになった。

かくして、表1-11に示すとおり、18年10月31日、長岡支店など5支店が廃止された。なお、これに先立ち、第四銀行でも18年7月、重複店舗を中心に沼垂五ノ丁など13支店を廃止している。

また、栃尾西支店、見附東支店の廃止に伴い存続することになった栃尾東支店、見附西支店は、それぞれ栃尾支店、見附支店と改称された。

一方、富沢町支店の廃止に伴い、18年11月1日、東京支店を富沢町支店跡に移転した。旧長岡銀行から継承した東京支店は狭隘のうえ木造であった。このため、空襲対策も考慮して鉄筋コンクリート造りの富沢町支店跡に移転したのである。移転先の富沢町周辺は都内でも有数の繊維問屋が密集し、特に繊維との関係が深かった当行にとって格好の場所でもあった。

大手・表町支店の廃止、加茂出張所の支店昇格

昭和19年2月29日、大蔵省は、各銀行に通達して近接店舗の統合整理を同年4月中に完了するよう店舗整理方針を示した。そのねらいは、店舗の合理的配置によって空襲被害を最小限にとどめ、最少の人員と物資によって最高の能率を発揮させようとするものであった。

当行は、大蔵省の店舗整理方針に沿い、同年4月30日限り大手・表町の両支店を廃止した。大手支店（旧長岡貯蓄銀行本店）と表町支店（旧長岡貯蓄銀行表町支店）は、本店からそれぞれ約300メートル、約350メートルの至近距離にあった。両支店の業務は本店が引き継ぎ、行員はそれぞれ本支店に配置してその不足を補充した。

次いで19年6月1日、加茂出張所の支店昇格を要望する地元の声にこたえて、同出張所を支店に昇格させた。これによって、加茂支店の業績はさらに伸展をみるこ

とになった。

4. 新種預・貯金の創設と種目整理

新種預・貯金の創設と事業年度の改正

戦争の進展に伴い、昭和18年には表1-12に示すとおり、貯蓄増強をさらに推進するため多くの新種預・貯金が創設された。17年までの当行の預金は、当座、特別

表1-12 新種預・貯金一覧

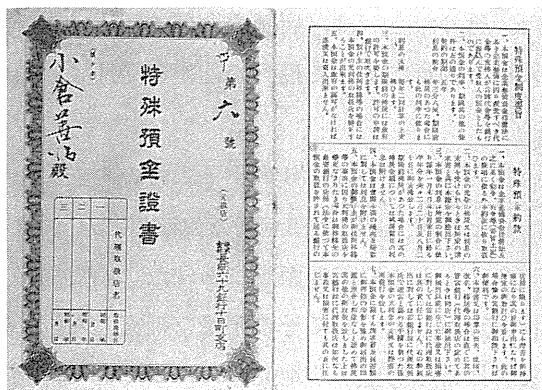
種目	取扱開始年月	根拠法規
納税準備預金	昭和 18.4	納税施設法
国債貯金	18.6	国債貯金規則
特殊預金	18.7	企業整備資金措置法
普通貯金	18.8	貯蓄銀行業務兼営に関する法律
定期積金	18.8	”

当座、通知、定期、別段および据置貯金の6種目にすぎなかったが、18年4月以降同年8月までの間に、新種預・貯金5種目の取扱開始によって11種目の多きを数えた。

「納税準備預金」は、納税の履行を容易にし、あわせて国民貯蓄の増強に資するため創設されたものである。「国債貯金」は、いわば“通帳式国債購入制度”ともいべきもので、小額国債の直接消化と同じ効果を持つものであったが、払い出しの際には原則として国債を受領しなければならなかった。また、「特殊預金」は、膨大な企業整備資金の浮動化防止のための特殊決済方法のひとつとして創設されたものである。戦争末期になると、その適用範囲が企業整備以外の強制疎開関係の支払いや戦争保険金の支払いなどにも拡張されたため、20年上期（20年4～9月）に入ると急増し、20年9月末の特殊預金残高は総預金の17.6%にも達した（第四銀行は5.4%）。また、「定期積金」と「普通貯金」は、貯蓄銀行業務の兼営開始によって取

り扱われることになったものである。

なお、銀行の事業年度は、18年3月11日に公布施行された「銀行等の事務の簡素化に関する法律」に基づいて改正され、従来の決算期6月・12月末が3月・9月末となった。経過措置として、18年7月から9月までの3カ月間を一事業年度として取り扱うことになり、この年度は「昭



特殊預金証書

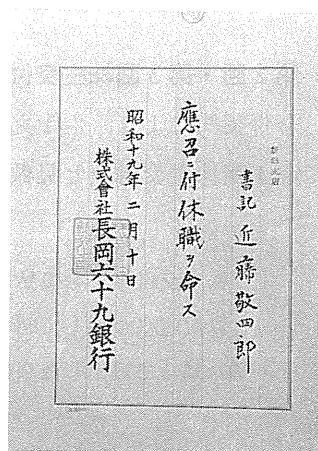
和18年臨時事業年度」と呼ばれた。

銀行にとって年末と6月末は最も業務繁忙の時期で、ちょうどその時期に決算期が重なり業務が過重となっていたが、この改正によって事務負担が軽減され、事務の簡素化に資するところ大であった。

預・貯金種目の整理と普通預金・国民貯蓄組合貯金の新設

昭和18年以降、ベテラン中堅行員の応召・応徴が続くなかで、代替の女子行員確保にも限度があり、人手不足は日を追って深刻化していった。さらに、新種預・貯金の相次ぐ創設とこれに伴う事務量の増大によって、預金事務は繁雑をきわめていた。大蔵省は、金融機関の事務簡素化に資するため、複雑となった預・貯金種目の整理・簡素化を図ることになった。

20年4月1日から通知預金、特別当座預金および普通貯金は、新設の「普通預金」に統合され、据置貯金は定期預金に吸収された。また、国民貯蓄組合のあつせんする定期預金、据置貯金および普通貯金などが新設の「国民貯蓄組合貯金」に統合され、当座預金は無利息となった。



応召による休職辞令（近藤現頭取）

かくして、当行の預・貯金種目も、当座預金、普通預金、定期預金、別段預金、定期積金、国民貯蓄組合貯金、国債貯金、納税準備預金および特殊預金の9種目に限定されることになった。

5. 不動産課の新設と旧銀行残余財産の分配

不動産課の新設

六十九銀行、長岡銀行両行の所有不動産は、除外資産として当行の管理にゆだねられていたが、表1-13に示すとおり、土地が主体で県外にも多く存在していたため、その売却処分と管理には多くの人手と日時を要するものであった。さらに、昭和18年10月31日に長岡支店など5カ店が廃止されたことから、不用不動産の売却処分を急がねばならなかった。そのうえ、合併による店舗の増設によって、これらの維持管理も大変な仕事であった。

表I-13 残余財産中の除外資産内訳(昭17.12.7現在)

(単位：坪, 円)

種 目	旧六十九銀行		旧長岡銀行		合 計	
	坪 数	帳簿価格	坪 数	帳簿価格	坪 数	帳簿価格
土 地	165,045	948,401	7,374	546,366	172,419	1,494,767
家 屋	545	9,508	390	69,541	935	79,049
倉 庫	173	4,350	48	400	221	4,750
計	—	962,259	—	616,307	—	1,578,566

(注)：単位未満は切り捨て。

こうしたなかで、18年12月31日、除外資産の換金処分と不動産の一元的管理を担当する「不動産課」が新設された。

第2回・第3回株主交付金

合併契約により、六十九銀行、長岡銀行両行の旧株主に対して、すでに合併時点で第1回株主交付金と見做配当金が次のとおり支払われていた。

- (1) 株主交付金として払込資本金の20%相当額（合併契約第6条）
- (2) 見做配当金として昭和17年7月1日以降合併実行前日までの期間について、年5.5%の割合で算出した金額（合併契約第7条）

次いで、合併契約第12条により、合併実行後2カ年を経過するにあたり、残余財産中換金未了の除外資産を除いて、19年12月に第2回株主交付金が旧六十九銀行ならびに旧長岡銀行の各株主に対し、それぞれ50円払込旧株式1株当たり23円、15円の割合で支払われた。

なお、株主交付金の手取額が1,000円以上の場合は、企業整備資金措置法によって旧株主名義の特殊預金口座に振り込まれた。さらに、特殊決済を要しないものについて、頭取名をもって定期預金化を勧奨するよう全店通達が出された。

表I-14 旧銀行1株当たり株主交付金の内訳

(単位：円)

区 分	旧 銀 行 名		支 払 年 月
	六十九銀行	長 岡 銀 行	
合併契約第5条による割当新株式	25.00	25.00	昭和17. 12
“ 第6条による株主交付金	10.00	10.00	“
“ 第7条による見做配当金	1.20	1.20	“
“ 第12条による第2回交付金	23.00	15.00	19. 12
“ “ 第3回交付金	6.00	4.00	28. 9
計	65.20	55.20	

第2回株主交付金支払い後、残余財産中の除外資産（旧両銀行所有不動産）の換金処分を急いだ。戦中・戦後の混迷と混乱が続くなかで、その全部の換金を終了したのは28年8月であった。

第3回（最終）株主交付金の支払いは28年9月に終結したが、表1-14に示すとおり、六十九銀行、長岡銀行両行とも50円払込株式1株当たりの株主交付金は50円の払込額をはるかに上回り、有終の美を飾ることができたといえよう。

6. 長岡の被爆と本店・市内支店の焼失

長岡の被爆と戦災状況

昭和20年8月1日午後9時6分、けたたましい警戒警報のサイレンが長岡の夏の夜空を震わせた。当夜の長岡は多少蒸し暑かったが、風は穏やかで空も晴れ上がっていた。きょうも一日、無事に暮れようとしていた矢先のことであった。全市は真っ暗やみ、「富山県方面より1機、長野県方面より1機、本県に侵入しつつあり」との情報ラジオから流れてくる。そのうち、電波妨害で次第に聴き取れなくなった。

午後10時26分、空襲警報が鳴り渡った。B29爆撃機約50機による1時間30分にわたる焼夷弾の波状攻撃を受けて、一夜のうちに長岡全市は焦土と化した。

思えば、今から百十余年前、明治元年（1868）の戊辰戦争で、河井継之助の率いる長岡勢が不本意ながら西軍と戦い、三度にわたる（5.19最初の落城、7.25長岡城奪回、7.29再度の落城）兵火に遭って全町を灰燼に帰して以来、77年後に再び戦火を浴びて壊滅的な災害を被ったのである。しかも、新潟県における唯一の戦災都市であった。

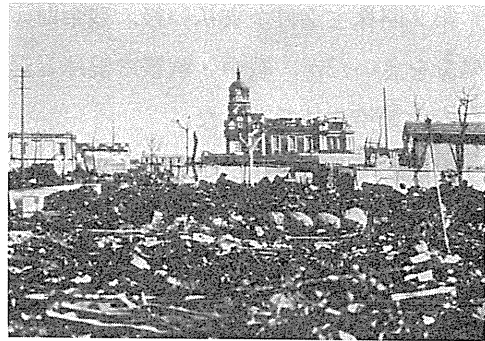
戦災状況は、全戸数1万5,123戸のうち79.3%にあたる1万1,986戸が被災し、1万1,680世帯（全世帯の81.7%）、6万599人（全人口の81.3%）が焼け出され、死者1,143人、重傷者350人を数える惨状であった。

本店・市内支店の焼失

当夜、本店では、当直員5名と空襲警報で駆けつけた数名とで待機の姿勢にあって、空襲は市の南・北両端から始まり、瞬く間に筋向かいの与板屋に第一弾が落ちた。続いて、本店の屋上にも焼夷弾の雨が降り注ぎ、たちまち火災を起こした。

備え付けのポンプで必死に消火に努めたものの、激しい火勢のため退避するほかなすべがなかった。

かくして、本店は四辺の外壁を残して全焼し、千手・関東町・神田・新町の市内4支店もことごとく焼け落ち、わずかに殿町支店の本館だけが焼け残った。翌朝、ようやく鎮火し、建物は全部災害を被ったが、各店の金庫はすべて焼失を免れ、現金・帳簿・重要書類が無事であったことは不幸中の幸いであった。



空襲直後の本店周辺

戦災後の応急措置

戦慄の一夜が明けて余燼のくすぶる翌2日、市内台町三丁目の長岡木材航空工業(株)の事務所と工場の一部を借り受け、小さな板切れに「株式会社長岡六十九銀行仮営業所」の看板を立て掛けて緊急資金の支払いに応ずる態勢をとった。これに先立ち、専務取締役松田英次が金融機関の使命の重大さにかんがみ、みぞうの大災害にもかかわらず、空襲当夜のうちに同社の事務所と工場の借用について了解を取り付けたことは適切な措置であったといえよう。

仮営業所での数日間は、通帳・印鑑なしで預金の支払いに応ずるなど臨機応変の措置をとった。次いで8月9日、本店を台町の仮営業所から大手通りの北越製紙(株)本社の階下に移し、関東町・千手両支店は殿町支店営業所において、神田・新町両支店は長町一丁目角の中村昌七宅においてそれぞれ混成営業を開始した。

戦災翌日の営業開始に絡んで、次のようなエピソードがある。

2日午前11時ごろ、日本銀行新潟支店では早速、当行新潟支店の行員と同道して現金を持参してくれたが、金庫が開かないため関原支店へ大八車で運ばねばならなかった。さらに、各店の金庫もとびらが焼き付いて開けることができなかった。その間、3～4日ではあったが、開店前に7～8キロメートル離れた関原支店から木箱に現金を詰めて大八車で運び、閉店後、保管のため再び同じ道を運んだ。この大八車に載せた大きな木箱のなかに、数百万円の札束が詰め込まれていたとはだれひとり気付くものはなかったが、こんな人知れぬ苦労があったのである。

第4節 業績の推移

1. 主要勘定の推移

当行は、昭和17年12月の新立合併以降、終戦を迎えるまでの間、強力な経済統制が続くなかで他の地方銀行同様、単なる預金吸収・国債消化機関と化した。

表1-15に示すとおり、戦局が進展するなかで、急増する預金の70%前後が国債を中心とした有価証券の消化にあてられる一方、貸出金は地場産業の衰退から預金の30%台を推移するにすぎなかった。

表1-15 主要勘定の推移

(単位：千円、%)

年月末	預金	増加率	貸出金	増加率	有価証券	増加率	預貸率	預証率
昭和17.12	141,315	—	52,051	—	93,804	—	36.8	66.4
18.6	146,846	3.9	51,412	△ 1.2	98,840	5.4	35.0	67.3
18.9	153,058	4.2	54,859	6.7	101,479	2.7	35.8	66.3
19.3	206,056	34.6	64,224	17.1	147,969	45.8	31.2	71.8
19.9	253,434	23.0	80,414	25.2	177,378	19.9	31.7	70.0
20.3	301,323	18.9	100,096	24.5	209,033	17.8	33.2	69.4
20.9	546,662	81.4	129,999	29.9	300,930	44.0	23.8	55.0

(注)：増加率は対前期比である。

次に、この期間（昭17.12～20.9）における業績の推移を、預金、貸出金、有価証券について述べてみたい。

預金の推移

太平洋戦争が進展するなかで、貯蓄銀行業務の兼営、新種預・貯金の創設、長岡貯蓄銀行の合併などによって、預金は飛躍的に増加した。特に昭和19年以降は、疎開工場関係預金、疎開者預金、企業整備関連預金、戦災保険金などの受け入れが増大し、記録的な預金増加率を示した。

預金は、この期間、実に3.9倍の著増を示し、19年3月末に2億円、20年3月末に3億円を突破したあと、終戦翌月の9月22日には待望の5億円を達成した。

頭取鷲尾徳之助は、全店通達（昭20.9.22付）のなかで、インフレーション防止のためさらに預金増強を推進するよう、「……時局転換後モ引続き預金増強ニ努メ、インフレノ防止ニ協力ヲ要スベキニ付、之レガ実績ヲ挙ゲラレ候様希望致候」と要

表1-16 預金科目別構成比の推移

(単位：千円，%)

年月末	預金残高	当座預金	普通預金	定期預金	別段預金	特殊預金	その他
昭和17.12	141,315	20.8	33.3	40.2	5.7	—	—
18. 6	146,846	18.4	33.1	43.0	5.1	—	0.4
19. 3	206,056	14.9	35.5	43.4	3.6	0.5	2.1
19. 9	253,434	13.3	36.1	42.2	3.4	2.2	2.8
20. 3	301,323	11.4	38.7	41.3	1.7	3.6	3.3
20. 9	546,662	10.0	37.0	31.1	0.6	17.6	3.7

(注)：1) 普通預金には特別当座預金・通知預金・普通貯金を含み、定期預金には据置貯金を含む。

2) その他は定期積金・国民貯蓄組合貯金・納税準備預金・国債貯金の合計である。

請している。

一方、預金種目の創設と統・廃合によって、預金の科目別構成にも大きな変化がみられた。

当座預金の構成比は、地場産業の停滞を反映して著しく低下し、20年上期には17年下期の約 $\frac{1}{2}$ となった。また、普通預金（昭20.4、特別当座預金・通知預金・普通貯金を統合して新設）の構成比は、18年下期以降に漸増を示し、20年上期には定期預金（昭20.4以降、据置貯金を含む）の構成比を上回った（表1-16）。これは、社会不安とインフレーションが高進するなかで、拘束性預金を忌避する傾向が強まったためである。なお、戦争末期と終戦直後に、特殊預金が被災者の戦災保険金の受け入れによって激増し、20年上期の構成比は実に17.6%に達した。

貸出金の推移

預金の著しい増勢に比較して、貸出金は、この期間に2.5倍の増加にとどまった。貸出金の伸びが低調であったのは、①戦時下の経済統制の強化で民需産業を中心とした県内の商工業が衰退し、従来の融資対象が極度に縮小されたこと、②一部を除いては軍需融資にもみるべきものがなかったこと、③政府の国債消化要請に基づいて資金運用が国債の引き受けに向けられたこと、などによるものである。

こうした金融情勢のなかで、預貸率は、この期間にようやく30%台を維持するにとどまった。

次に、貸出金の科目別構成比の推移をみると（表1-17）、商業手形が18年下期に2.7%と2%台に落ち込んだあと、19年下期以降1%を割ったのが注目される。これは、県内商工業の企業整備による業種別統合の推進、軍需下請け工場への転換などによって手形割引が減少し、現金取引が普遍化したことによるものである。当座貸越の構成比もまた、企業活動の停滞と衰退を反映して18年下期以降10%を割るよ

表1-17 貸出金科目別構成比の推移

(単位：千円, %)

年月末	貸出金残高	銀行引受形	商業手形	荷付為替形	手形貸付	証書貸付	当座貸越
昭和17.12	52,051	0.2	7.1	0.5	77.9	4.2	10.1
18. 6	51,412	0.2	5.1	0.7	78.9	3.9	11.2
19. 3	64,224	—	2.7	0.6	84.8	2.7	9.2
19. 9	80,414	—	1.5	0.7	69.1	20.9	7.8
20. 3	100,096	—	0.8	0.6	70.2	20.3	8.1
20. 9	129,999	0.9	0.7	0.2	72.0	20.8	5.4

表1-18 貸付金担保別構成比の推移

(単位：%)

年月末	有価証券	商 品	土地建物	預金証書	保証・信用
昭和17.12	35.2	6.5	8.3	9.3	40.7
18. 6	37.5	6.1	7.6	11.2	37.6
18. 9	35.8	5.9	7.5	11.4	39.4
19. 3	31.4	3.6	6.6	13.4	45.0
19. 9	24.6	2.5	4.9	10.3	57.7

(注)：コールローンの担保を含む。

うになった。なお、18年下期まで低下を続けた証書貸付の構成比は、19年上期以降、軍需協力融資が証書貸付の形式をとったことから急伸し20%台に達した。

一方、貸付金の担保別構成比の推移をみると（表1-18）、農村の好況からその方面の回収が進み、土地建物担保貸出の構成比が低下し、商品担保貸出の構成比も地場産業の停滞から漸減を示した。なお、19年上期以降、保証・信用貸出の構成比が急増したが、これは、戦争末期に増大した軍需関連融資のほとんどが長期の信用貸しであったためである。

有価証券の推移

有価証券の保有は、預金の著増と貸出金の停滞から、この期間（昭17.12～20.9）における資金運用の主役を演じた。

有価証券は、この期間に3.2倍の著増を示し、昭和18年9月末に1億円に達したあと、同年12月の長岡貯蓄銀行合併によって急増し、さらに増勢を強めながら20年

表1-19 有価証券科目別構成比の推移

(単位：千円, %)

年月末	有価証券残高	国 債	地方債	社 債	株 式	外国証券
昭和17.12	93,804	68.9	—	22.4	7.6	1.1
18. 6	98,840	72.0	—	22.5	4.4	1.1
19. 3	147,969	72.6	0.1	21.9	3.9	1.5
19. 9	177,378	76.6	0.1	18.9	3.2	1.2
20. 3	209,033	80.0	0.1	16.1	2.8	1.0
20. 9	300,930	86.3	0.0	11.1	1.9	0.7

9月末には3億円を上回った。こうしたなかで、預証率は19年3月末に71.8%と70%台に達し、その後も引き続いて戦争末期まで70%前後の高水準を保った。

次に、有価証券の科目別構成比の推移をみると（表1-19）、国債の構成比が著しく高まり、20年9月末には86.3%に達した。一方、社債の残高は19年9月まで累増を続けたが、その後は微増にとどまったため、国債の増大に伴ってその構成比は低下した。株式もまた、残高がこの期間を通じてほぼ横ばいに推移したため、その構成比は著しく低下した。

2. 収益の推移

収益状況の推移

当行の資金運用は、この期間（昭18上期～20上期）に平均してコールローン2%、有価証券66%、貸出金32%の割合で推移したことから、収益面では有価証券利息・配当金収入に対する依存度が高まった。昭和19年上期以降、有価証券利息・配当金の経常収入に占める比率は61%を上回る一方、貸付金利息・割引料のそれは37%前

表1-20 収益状況の推移

(単位：千円)

科 目		昭和18.上	昭和18.下	昭和19.上	昭和19.下	昭和20.上
経 常 収 入	貸付金利息・割引料	1,316	1,525	1,860	2,188	2,813
	有価証券利息・配当金	1,499	2,335	3,098	3,567	4,621
	受入手数料	62	37	46	52	73
	その他経常収入	25	34	39	34	30
	計	2,902	3,931	5,043	5,841	7,537
臨時収入		353	161	88	176	123
総収入		3,255	4,092	5,131	6,017	7,660
経 常 支 出	預金利息	1,599	2,152	2,824	3,395	5,008
	借入金利息	12	7	16	38	32
	諸経費	686	815	783	857	995
	その他経常支出	17	5	2	15	18
	計	2,314	2,979	3,625	4,305	6,053
臨時支出		345	588	802	1,003	894
総支出		2,659	3,567	4,427	5,308	6,947
当 期 利 益 金	当期純益金	596	525	704	709	713
	前期繰越金	1	160	228	253	281
	行員退職給与基金戻入	0	5	2	2	5
	計	597	690	934	964	999
経常収支率(%)		79.74	75.78	71.88	73.70	80.31

(注)：諸経費は人件費、物件費、税金の合計である。

後に低下した。

預金利息は、預金の著しい増加に伴って、18年下期に経常支出に占める比率が72.2%と70%を上回ったあとさらに上昇し、20年上期には82.7%に達した。

また、この期間に経常収入、経常支出ともそれぞれ2.6倍の増加を示したが、有価証券・不動産売却益などの臨時収入が減少する一方、有価証券の価額償却を毎期的確に実施したほか、20年上期には「戦災臨時費」として18万8,000円が計上されるなど臨時支出が増加したため、この期間の総収入の増加は、総支出が2.6倍となったのに対し2.4倍にとどまった。このため、当期利益金から前期繰越金、行員退職給与基金戻入を控除した当期純益金は、この期間に1.2倍の増加を示したにすぎなかった（表1-20）。

運用利回りと利鞘の推移

まず、預金原価の推移をみると（表1-21）、昭和18年下期以降、特別当座預金・普通貯金などの短期性預金と定期預金・据置貯金などの長期性預金の増加がほぼ見合うなかで、国債貯金・特殊預金などの新種預金が急増したことから、預金利率は、19年上期・下期とも上昇傾向をたどった。しかし、20年上期には当座預金が無利息となったことと、通知預金・特別当座預金・普通貯金の3科目を統合して普通預金の新設されたことなどから預金利率は若干低下した。

表1-21 預金原価の推移

（単位：％）

期 別	預金利率	経 費 率				預金原価
		人件費率	物件費率	税金率	計	
昭和18.上	2.28	0.62	0.18	0.18	0.98	3.26
18.下	2.28	0.53	0.16	0.17	0.86	3.14
19.上	2.41	0.45	0.15	0.07	0.67	3.08
19.下	2.49	0.40	0.18	0.05	0.63	3.12
20.上	2.42	0.27	0.16	0.05	0.48	2.90

表1-22 運用利回りと利鞘の推移

（単位：％）

期 別	預金原価	貸出金利回り	預貸利鞘	証券利回り	預証利鞘	貸出・証券 合計利回り	貸出・証券 合計利鞘
昭和18.上	3.26	5.07	1.81	3.16	△ 0.10	3.83	0.57
18.下	3.14	4.79	1.65	3.70	0.56	4.07	0.93
19.上	3.08	4.80	1.72	3.79	0.71	4.12	1.04
19.下	3.12	4.70	1.58	3.78	0.66	4.08	0.96
20.上	2.90	4.49	1.59	3.58	0.68	3.88	0.98

（注）：貸出金にはコールローンを含む。

また、経費率は、物件費率がほぼ横ばいに推移するなかで、預金の著しい増加によって人件費率が每期低下を続け、20年上期には18年上期の約 $\frac{1}{2}$ の低率となった。このため預金原価は、20年上期には3%を割り2.9%となった。

次に貸出金利回りの推移をみると（表1-22）、18年上期に5.07%と5%台を維持していたが、20年上期には4.49%と4.5%を割り、この期間に0.58%の低下となった。同じ期間の預金原価の低下幅が0.36%だったのに比較して大幅な低下であった。このため預貸利鞘は、この期間に0.22%低下して20年上期には1.59%となった。貸出金利回りの大幅な低下は、戦局の進展に伴い経済統制が強化されるなかで、従来への貸出先を失ったことと、軍需関連融資や各種統制団体への貸出が増勢を強めたことなどによるものであった。

一方、有価証券投資に占める3.5%国債の比率が増大するなかで、証券利回りの好転は望むべくもなかった。有価証券に占める国債の比率は、20年上期末にはついに86.3%に達し、保有国債のなかに占める3.5%国債の比率も実に88.4%の高率となった。

こうしたなかで、証券利回りは18年下期以降3.7%台を維持したものの、20年上期には3.58%まで落ち込んだ。しかし預証利鞘は、預金原価の低下に支えられて比較的安定した推移を示した。

なお、18年上期の証券利回りが3.16%とかなり低く、しかも預証利鞘が逆鞘となっているが、これは、同期中に所有株式の減少を図るため帳簿価額で275万円の売却を行い、それに見合う配当金収入が得られなかったことと、新規国債の利払い期未到来による有価証券利息の未収が相当額あったためと思われる。

利益金処分状況の推移

株主配当は、この期間を通じて6.0%の配当率を維持したが、昭和20年上期には敗戦による経済界の大混乱に対応して無配当とした。これは、大蔵省の指示により銀行の決算が一時延期されたことに伴い、全金融機関が同一歩調をとったものである。

法定準備金は、新立合併後の新定款により純益金の10%以上を積み立てねばならなかったが、20年上期を除いて毎期10万円（18年の臨時決算は5万円）の積み増しを行った。また役員賞与金は、純益金の10%以内とされていたが、20年上期を除いて毎期2万円前後（18年の臨時決算は1万円）が純益金から控除された。さらに、行員

退職給与基金として、20年上期を除いて毎期4万円（18年の臨時決算は2万円）が積み増しされた。

このほか、納税積立金が留保されたが、法定準備金、諸積立金および配当金控除後の繰越金は毎期増加し、19年下期の次期繰越金は28万1,000円に達した。

なお、20年上期の利益金処分は、大蔵省の指示により、法定準備金、納税積立金の積立以外はできなかったため、同期の次期繰越金は59万9,000円の多額にのぼった。